

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例等の一部改正について

## 1 改正の背景

水道法及び水道法施行規則等の一部改正に伴い、水槽の清掃及び検査の頻度等について改正されたことを受け、小規模水道等の設置者による円滑な施設管理を促進するため、「小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」及び「小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則」の一部改正を行います。

## 2 改正内容

### (1) 小規模受水槽水道の清掃範囲の変更（条例第 14 条関係）

小規模受水槽水道の水槽の清掃の範囲について、受水槽のみ対象としていましたが、衛生上の観点から、簡易専用水道の管理基準に合わせて、小規模受水槽水道に設置される水槽全てを対象とします。

### (2) 小規模水道及び小規模受水槽水道の清掃及び検査の頻度の変更（条例第 9 条及び第 14 条関係）

水道法施行規則第 55 条及び第 56 条において、簡易専用水道の管理基準及び検査の頻度が定めていますが、実施日に制約がある現状を考慮し、実施頻度が、「1 年以内ごとに 1 回」から「毎年 1 回以上定期的に」と改められました。これに伴い、条例で定める小規模水道及び小規模受水槽水道についても、同様の頻度とします。

### (3) 小規模受水槽水道に係る用語の整理

厚生労働省の飲用井戸等衛生対策要領の改正に伴い、「小規模受水槽水道」の用語が「小規模貯水槽水道」に改められました。これに伴い、条例及び規則について、同様の表記に改めます。

## 3 施行予定日

令和 2 年 1 0 月（予定）